

報道関係者各位

平成23年4月7日

【照会先】

日本赤十字社総務局組織推進部指導課

(担当) 磯

(電話直通) 03(3438)1311 内線10689

社会福祉法人中央共同募金会企画広報部

(担当) 熊谷

(電話直通) 03(3581)3846

日本放送協会視聴者事業局事業部

(担当) 井上

(電話直通) 03(5455)4327

社会福祉法人NHK厚生文化事業団総務部

(担当) 小川

(電話直通) 03(3476)5957

厚生労働省社会・援護局総務課

(担当) 八木澤

(電話直通) 03(3595)2612

義援金配分割合決定委員会の設置について

東日本大震災による被災者に対して日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて全国各地から寄せられた義援金を被災都道県に配分するため、義援金受付団体は、厚生労働省の協力を得て、今般、別添のとおり義援金配分割合決定委員会を設置することとしましたので、お知らせします。

本委員会は、学識経験者、義援金受付団体を代表する者、被災都道県を代表する者で構成し、被災都道県への義援金の配分の割合を審議し、これを義援金受付団体に示していただくこととしております。

第1回委員会は、4月8日(金)13:30から厚生労働省省議室において開催する予定です。

別添1:義援金配分割合決定委員会設置要綱

別添2:義援金配分割合決定委員会 委員名簿

別添3:第1回義援金配分割合決定委員会の開催について

義援金配分割合決定委員会設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災に関して日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて全国各地から寄せられた義援金を被災都道県に配分するため、義援金配分割合決定委員会（以下「決定委員会」という。）を設置する。

(決定委員会の構成)

第2条 決定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 義援金受付団体を代表する者
- (3) 被災都道県を代表する者

(決定委員会の所掌事務)

第3条 決定委員会は、被災都道県への義援金の配分方法について審議する。

(役員)

第4条 決定委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は委員の中から会長が指名し、選出する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、決定委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのないものについては、決定委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から適用し、義援金の配分が完了し次第、廃止するものとする。

義援金配分割合決定委員会 委員名簿

1 学識経験者

高橋 公 (ふるさと回帰支援センター専務理事)
西崎 文子 (成蹊大学法学部教授)
堀田 力 (さわやか福祉財団理事長)

2 義援金受付団体の代表者

服部亮市 (日本赤十字社総務局組織推進部長)
中島謙次 (中央共同募金会常務理事)
風谷英隆 (日本放送協会視聴者事業局事業部長)
小熊修次 (NHK厚生文化事業団常務理事)

3 被災都道県の代表者

北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県
福島県	東京都	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	神奈川県	長野県	新潟県

(注) 被災都道県とは、現時点で警察庁等が把握している東日本大震災に関連した「死者・行方不明」、「全壊・半壊・流失・全焼・半焼」被害が発生している都道府県とし、今後、上記被災都道県以外でも被害が発生していることが新たに判明した場合には、適宜追加する。

(敬称略、平成23年4月8日現在)

公開
頭撮り可

平成23年4月7日
【照会先】
社会・援護局総務課
(担当・内線)
課長補佐 八木澤(2816)
(代表番号) 03(5253)1111

報道関係者各位

第1回 義援金配分割合決定委員会の開催について

日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団により、標記の委員会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申し込み下さい。

記

1. 日時 平成23年4月8日(金) 13:30~15:30
2. 場所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 省議室(中央合同庁舎5号館9階 日比谷公園側)
3. 議事 被災都道府県への義援金の配分について
4. 傍聴者 30名
5. 募集要領
 - ・会場設営の関係上、予めご連絡いただきますようお願いいたします。
 - ・傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、電子メール(又はファクシミリも可)にて、以下の事項を記載の上、お一人ずつお申し込みください。

《記載事項》

- ・「第1回 義援金配分割合決定委員会 傍聴希望」
傍聴希望者の「お名前(ふりがな)」・連絡先の「住所」・「電話及びファクシミリ番号」、
(お差し支えなければ)「勤務先」・「所属団体」

※電話でのお申し込みはご遠慮ください※

- ・申し込み締め切りは4月7日(木)20時00分【必着】
- ・希望者多数の場合は、先着順とさせていただきます。傍聴できない方に対しましては事前にご連絡差し上げます。(傍聴可能な方には特段通知等いたしません。)
- ・委員会当日は、傍聴申込用紙(電子メールによるお申し込みの場合には、送信メールをプリントアウトしたもの)及び「顔写真付き身分証明書(免許証、社員証、パスポート等)をご持参いただき、入館の際に提示してください。

※車椅子で傍聴を希望される方は、その旨お書き添え下さい。

また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添え下さい。

6. 申し込み及び問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局総務課 八木澤、引間、江畑

TEL : 03-5253-1111 (内線 2816)

FAX : 03-3503-3099

MAIL : fukushi@mhlw.go.jp